

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和3年4月22日 12時09分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港加古川地区南方沖 東播磨港 ^{へんま} 別府西防波堤灯台から真方位288° 1,650m付近 (概位 北緯34° 42.2′ 東経134° 48.9′)
事故の概要	プレジャーヨットTonyは、東進中、のり養殖施設に進入し、同施設のロープを切断した。
事故調査の経過	令和3年5月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Tony、5トン未満（長さ7.09m）
船舶番号、船舶所有者等	253-6916兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網の枠ロープを切断
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、GPSプロッターを作動させ、約4ノットの対地速力で手動操舵により、東進中、船長が、前路に2つの浮標を視認したが、加古川地区南方沖に敷設されたのり養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）付属の浮標と思わずに航行を続け、同施設に進入して、プロペラシャフトにロープが巻き付いて主機が停止した。</p> <p>船長は、本件養殖施設東側ののり養殖施設があることは知っていたが、本件養殖施設については知らなかった。</p> <p>船長は、前路に2つの浮標を視認した際、浮標の数が少ないので養殖施設の区画を示すような浮標ではないと思い、2つの浮標の間を航行することとした。</p>
分析	本船は、東進中、船長が、本件養殖施設が設置してあることを知らず、また、前路に視認した2つの浮標の間を航行できると思い、航行を続けたことから、同施設に進入し、同施設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が東進中、船長が、本件養殖施設が設置してあることを知らず、また、前路に視認した2つの浮標の間を航行できると思い、航行を続けたため、同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、事前に海図やヨット・モーターボート用参考図を精査して養殖施設の設置状況を確認しておくこと。・ GPSプロッターを備えた小型船舶では、GPSプロッターに養殖区画の位置を示す線等を入力し、船位の確認に有効活用すること。
--------------	---